

## 住所が変わったら 住民票とマイナンバーの手続きを



いろいろ手続きが多い季節ですね

引越しの際は、住所異動の手続きを忘れずに！

住民票の異動の届け出(転入届・転出届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿の登録などにつながる大切な手続きです。必ず届け出てください。また、すべての住民に送付している「マイナンバー通知カード」や、希望者のみに交付される身分証明書となる「マイナンバーカード(個人番号カード)」、「住民基本台帳カード」については、これらに記載されている住所を最新のものにしておく必要があります。

住所・氏名変更の際は、カードの変更手続きも！

引越して住所を変更した場合や戸籍の届け出などで氏名変更があった場合は、「マイナンバーカード(個人番号カード)」と交付の際に記入した「暗証番号の用紙」を持参のうえ、戸籍年金係窓口でカード変更の手続きを行ってください。「暗証番号」がわからないと変更手続きができません(市役所では暗証番号の管理は一切行っていません)。なお、市役所で住所・氏名を変更しないと、電子証明書は利用できませんのでご注意願います。

総合フリーダイヤルの開設時間が変わります

平成 28 年 4 月 1 日から、マイナンバー総合フリーダイヤルの開設時間が変更になります。

○マイナンバー総合フリーダイヤル  
☎ 0120-95-0178  
※番号の変更はありません。

○開設時間  
(変更前) 平日 8:30~22:00  
土日祝 9:30~17:30  
↓  
(変更後) 平日 9:30~20:00  
土日祝 9:30~17:30

マイナンバーカード夜間受取り可能日  
カードを申請された方で交付にあたって日中都合がつかない方

➡ 4月6日(水)、4月19日(火)、4月28日(木)  
20時まで 戸籍年金係窓口にて  
(事前に戸籍年金係へ電話連絡願います)

戸籍年金係  
☎ 32-1823




# あかびらまちづくり フォト コンテスト 2016

カメラ  
部門

new!  
スマホ  
部門

このまちが、ますます好きになりそうな赤平市の魅力を写真で表現してください。

【写真テーマ】 カメラ部門 ・大人の部 テーマ『ポスターにしたらいいよね。この写真!』  
・子供の部 テーマ『あかびらベストショット』  
スマホ部門 ・年齢制限なし テーマ『あかびらベストショット』

【応募締切】 平成 29 年 2 月 10 日 (金) (当日消印有効) ・スマホ部門は季節ごとに締切りがあります

【あて先・問合せ】 〒079-1192 赤平市泉町4丁目1番地 赤平市企画財政課企画調整係 Tel. 32-1834

詳しい情報は  
こちらにアクセス

あかびらまちづくりフォトコンテスト

検索



# 事業延長

## あんしん 住宅助成事業



市では、安心して長く住み続けられるよう、市民の皆さんが市内の建設業者に依頼して、自らが所有し住んでいる住宅のリフォームや解体工事を行う場合、工事費の一部を助成しています。

### □対象住宅

本市で自己が所有し、現に居住している住宅（併用住宅の場合は居住部分に限る）。

### □対象者

- 本市に住所を有している方（老朽住宅除却工事は除く）
- 市税などの滞納がない方（対象世帯全員）

### □助成要件

市内に事業所があり、建設業の許可を持った業者、または個人事業者が施工する工事（太陽光発電システム設置工事は除く）。

### □助成内容

下記の表を参照。  
リフォーム工事については何年度でも申請が可能です。ただし、

下表の限度額から平成22年5月以降ですでに受領した助成金の金額を差引いた額を限度額とします。

### □対象とならない工事

付属車庫や物置、門、塀、ロードヒーティング、融雪槽などの外構、植栽工事、水洗化工事など。

### □注意事項

資格・内容などの審査がありますので、必ず事前に申請手続きをされてから工事を着手してください。

※工事着手後の申請は受け付けできませんのでご注意ください。

### 実施期間

平成28年4月1日～  
平成31年3月31日

### 申込み・問合せ

赤平建設業協会  
(月)～(金) 8時30分～17時

☎32-2549

相談先 市役所建設課建築係

☎32-1844

昨年度末から  
3年間延長!

	対象工事費	助成率	限度額	対象
耐震改修工事	100万円以上	20%	50万円	耐震診断の結果、耐震不足と判定された建物
太陽光発電システム設置工事	100万円以上	出力1kw あたり6万円	20万円	新築住宅を含めた全住宅
リフォーム工事	50万円以上	10% (15%)	30万円 (45万円)	新築後5年を経過した住宅 ※( )内は申請時に18歳未満の子どもが同居し子育てしている世帯の場合
老朽住宅除却工事	50万円以上	20%	20万円	昭和56年5月31日以前に着工された建物

平成28年4月スタート

## 『障害者

## 差別解消法』

4月1日から障がい理由とした差別をなくすために、『障害者差別解消法』が施行されます。障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざした法律です。国、自治体、民間事業者における、障がい理由とする差別を解消するための措置などについて定められています。

『障がい理由とする差別とは』  
障がい理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりする行為を言います。

また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取除くために必要で合理的な配慮（以下、「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。合理的配慮を行わないことで、障

がいのある人の権利利益が侵害される場合も差別にあたります。

【障害者差別解消法が始まると】

例(1) 障がいがあることを理由にお店を利用できなかった。



「不当な差別的取扱い」と考えられます。

※ただし、他に方法がない場合などは不当な差別的取扱いとならないこともあります。

例(2) 会議に支援してくれる人を入れてもらえなかった。



「合理的配慮」をしないことによる差別にあたります。



「不当な差別的取扱い」

◆「役所」も「会社」も「お店」もし  
てはいけません。 …… 禁止

「合理的配慮」

◆「役所」は配慮しなければなりません。 …… 法的義務

◆「会社」や「お店」は配慮するよう努めなければなりません。 …… 努力義務